

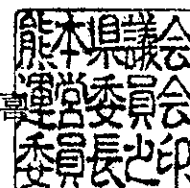
委員会提出議案第 1 号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年10月4日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 内 野 幸 喜



熊本県議会議長 山 口 裕 様

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ウ中「観光戦略部」を「観光文化部」に改める。

第5条第5項中「第3条（常任委員の任期）第3項」を「第3条（常任委員の任期）第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年10月15日から施行する。

（提案理由）

熊本県内部組織設置条例（昭和27年熊本県条例第91号）の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。